

日米新租税条約の署名について

主税局国際租税課長 浅川 雅嗣

日米新租税条約の正式署名

1. 経緯と今後の予定

昨年（2003年）11月7日（日本時間）、日米新租税条約（以下、「新条約」という。）がワシントンで署名された。平成13年10月に改正交渉を開始してから、4回にわたる公式交渉と、これに加えて行われた数え切れない非公式交渉を経た結果である。特に、交渉期間中は米国の交渉団とほぼ毎月何らかの形で協議を行うなど、本交渉には日米両国ともに相当のリソースを投入した結果、比較的短期間で交渉がまとまったのではないと思う。（表1参照）

今後、新条約は、両国の国内の手続きに従い承認された後、両国間で批准書を交換した日に発効する。仮に2004年4月1日以降同年内に発効した場合には、新条約は2005年1月から適用が開始されることとなる。

2. 日米新租税条約の背景

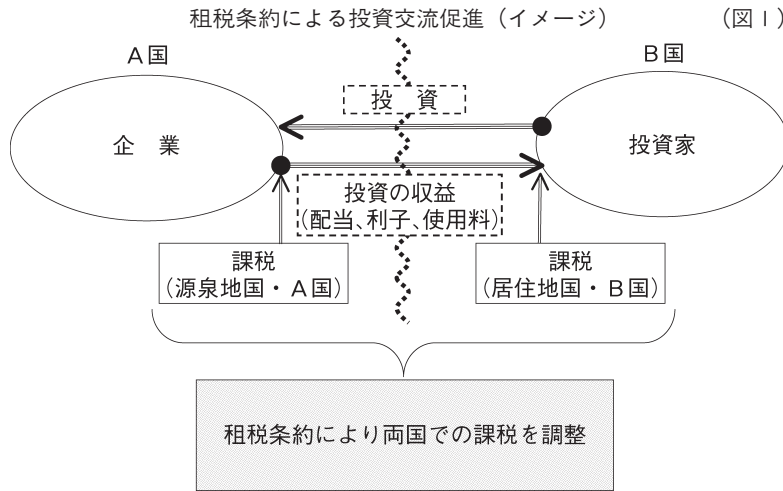
日米租税条約が改正された背景は大きく2つある。1つは、およそ30年前に現行の日米租税条約が発効してから、日米間の直接投資は17倍、証券投資に至っては約100倍に増加するなど、両国を取り巻く経済環境が劇的に変化したことである。新条約は、内外の要望にも応え、こうした経済上の変化に対応するものである。

新条約にはもう1つ、経済活性化策としての背景がある。平成15年度税制改正において、わが国産業の国際競争力の強化、構造改革の推進の観点から、研究開発税制や大規模な設備投資税制が集中的かつ重点的に講じられ、現在、その効果が着実に発現しつつある。この税制改革を経済活性化に向けた租税政策の第1弾とすれば、日米租税条約の改正はその第2弾と位置付けられ、クロス・ボーダーの取引を租税面から後押しし、対内・対外投資を促進することで、

(表1)

交渉の経緯

平成13年	10月9日(火)～	12日	(金)	第1回正式交渉 (於：東京)
平成14年	6月17日(月)～	21日	(金)	第2回正式交渉 (於：ワシントン)
	10月7日(月)～	11日	(金)	第3回正式交渉 (於：東京)
平成15年	5月27日(火)～	6月2日(月)		第4回正式交渉 (於：ワシントン)



(表2)

投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税

	現行条約		→	新条約	
配 当	親子会社間配当 (持株割合10%以上)	10%		免税 (持株割合50%超)	
	上記以外の配当	15%		5% (持株割合10%以上50%以下)	10%
利 子	10%			10%	(金融機関等が受け取る利子は免税)
使用料	10%			免税	

わが国におけるビジネス・チャンスの拡大、産業競争力の強化、そして雇用の創出等を通じて経済活性化を図ろうとするものである。

日米新租税条約の主な内容

そもそも租税条約は、源泉地国における課税を抑制することにより、二重課税リスクを軽減し、投資交流を促進すると同時に、条約の濫用による租税回避行為を防止することを主な目的としている。この2つの目的に沿って、新条約では以下の諸措置が講じられている。

1. 投資交流の促進のための措置

(1)投資所得（配当、利子、使用料）に関する源泉地国課税の大幅軽減

日米間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、新条約においては、投資所得（配当、利子、使用料）に関する源泉地国課税を大幅に軽減することとした。(図1及び表2参照)

(i)配当

配当については、現行日米租税条約上、親子会社間配当（持株割合10%以上の子会社からの配当）に係る源泉徴収税率は10%、ポートフォ

(表3)

直接投資収益の推移 (対全世界及び対米国ベース)

(単位：億円)

年		平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受取	対全世界	15,866	19,451	16,231	7,036	8,906	20,448	21,069
	対米国	4,292	4,300	6,185	6,791	7,662	9,799	7,489
支払	対全世界	3,913	4,808	3,252	2,694	2,825	5,015	6,630
	対米国	2,288	2,831	1,246	1,693	1,731	2,273	2,685
収支	対全世界	11,953	14,643	12,979	4,342	6,081	15,433	14,439
	対米国	2,004	1,469	4,939	5,098	5,931	7,526	4,804

資料：国際収支統計月報（日本銀行国際局）

リオ配当（持株割合10%未満の会社からの配当）については15%となっている。新条約においては、持株割合50%超の親子会社間の配当については源泉地国で免税とし、持株割合10%以上50%以下の持株割合については5%に、ポートフォリオ配当（持株割合10%未満のもの）については10%にそれぞれ源泉徴収税率を軽減することとした。

直接投資収益の推移（表3参照）を見ると、日本は圧倒的な資本輸出国であり、その結果全世界ベースでも対米ベースでも、配当の収支は一貫して受取超となっている。他方米国は言うまでもなく大幅な資本輸入国であり、配当への源泉地国課税を免税とすることは自国の税収減につながるため、これを条約ポリシーとはしていない。実際、米国が締結している租税条約の中で、配当を免税としているものは、これまで米英条約、米オーストラリア条約、米メキシコ条約のわずか3ケースであり、しかもいずれも持株割合が80%以上という要件が課されて

いる。

新条約は、米国が親子会社間の配当免税を認めた数少ない条約のうちの1つ（4例目）となるばかりでなく、配当免税の持株要件が50%超¹であるなど、わが国にとって有利な規定振りとなっている。

(ii) 利子

利子については、現行の日米租税条約上源泉徴収税率が10%であるところ、新条約でもこれを踏襲し、基本は10%としているが、「金融機関等が受け取る利子」については免税とした。

新条約において金融機関等が受け取る利子を免税としたのは、広く一般から資金を調達してこれを不特定多数の者に貸し付け、貸付金利と調達金利との薄い利ざやをもって主要な収益としている金融機関等にとって、受取利子額の10%というグロスでの源泉徴収課税を行うと、結果的に利益幅に比して相当重い課税となりうるとの認識で日米が一致したことによる。

なお免税の対象となる「金融機関等」につい

¹ 在米子会社からの配当については、持株割合50%超の基準により、米国に進出している日本企業約3,600社の内9割がカバーされることとなる。

(表 4)

特許等使用料の推移 (対全世界、対米国及び対アジアベース)

(単位: 億円)

年		平成 8 年 (1996)	平成 9 年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
受 取	対 全世界	7,258	8,840	9,659	9,311	11,024	12,689	13,065
	対 米 国	2,568	3,643	4,349	4,354	5,068	5,649	6,262
	対 アジア	3154	3292	2846	2448	3099	3131	3235
支 払	対 全世界	10,685	11,633	11,706	11,213	11,863	13,490	13,798
	対 米 国	7,778	8,496	8,144	7,693	7,792	8,986	8,795
	対 アジア	191	273	844	1012	1106	1003	1067
収 支	対 全世界	▲3,427	▲2,795	▲2,047	▲1,903	▲839	▲801	▲732
	対 米 国	▲5,209	▲4,854	▲3,795	▲3,338	▲2,723	▲3,336	▲2,532
	対 アジア	2,963	3,019	2,002	1,436	1,993	2,128	2,168

(注)「特許等使用料」 = 居住者・非居住者間の特許権、商標等の工業所有権、鉱業権、著作権などに関する権利の使用料及びライセンス契約に基づくフィルムなどの原本等の使用料の受取・支払額
資料：国際収支統計月報（日本銀行国際局）

ては、銀行、保険、登録を受けた証券会社のほか、次の定性的な基準を満たす者としている。すなわち貸借対照表上、直前の3課税年度において、①負債の50%超が金融市場における債券²の発行又は有利子預金から成っていること、及び②資産の50%超が非関連者に対する貸付けであること、の両者に該当すれば、その者の受け取る利子について源泉地国（支払地国）において免税とされる。

iii) 使用料

使用料については、現行の日米租税条約上、源泉徴収税率が10%であるところ、これを新条約において一律免税とした。

これまでわが国は、全世界ベースでの使用料の収支が支払超であることも踏まえ（表 4 参

照）、源泉地国としての課税権を留保することを条約ポリシーとしてきたが、経済のソフト化に伴う無体財産権の活用や、わが国の対内・対外投資促進の重要性に鑑み、今回この条約ポリシーを抜本的に変更し、使用料を源泉地国において免税とすることとした。

現在、わが国の対外投資は、対内投資に比べてそのレベルが低位にとどまっており、近年、やや改善の動きが見られるものの、両者には未だ2倍程度の開きがある。海外からわが国への投資を促進するため、今回講じられた使用料の免税措置を契機として、ノウハウ、技術力を持ったより多くの米国企業がわが国に進出し、無体財産権を活用したビジネスを展開することにより、日本経済の活性化に資することが期待される。

² 基本的には、公募債を指し、CPを含むこととされている。逆に転売制限のある私募は含まない。

移転価格課税

移転価格課税とは、国外の関連企業との間の取引を通じる所得の国外移転を防止するため、その取引を通常の取引価格（独立企業間価格）に引き直して課税する制度

日米新租税条約の内容

- ・ 移転価格課税（独立企業間価格による課税）の容認
 - ・ 二重課税排除のための対応的調整（両国間の合意による調整）
 - 期間制限 米国 原則：期間制限なし
- 日本 更正・決定の期限 6年
(通常の課税の場合 3 (5)年)
- ⇒ 課税年度終了時から
7年以内の調査開始
- 二重課税排除のため、両国は OECD 移転価格ガイドラインに従って、調査を行い及び事前価格取決めの審査を行う

(2)移転価格課税

移転価格課税については、新条約において、期間制限の導入に加え、OECD 移転価格ガイドラインの遵守が明記された。(資料 1 参照)

(i)移転価格課税の期間制限

わが国の移転価格課税の更正期間制限は法定申告期限等から 6 年以内（除斥期間）とされているのに対し、米国においては、執行上、課税年度終了から長期間が経過した後においても移転価格課税の処分を行うことができるような運用を行っている。このため在米企業は帳簿書類等を長期にわたり保存する必要がある、また実際に移転価格課税が行われた場合には利子税もかなりの額にのぼるなど、企業にとって過大な負担となっているとの指摘があった。

こうした懸念を受け、新条約においては、移転価格課税処分に関し条約上の期間制限を設け、課税年度終了時から 7 年以内に調査を開始しない場合には、その処分を行えないこととした。本措置により、米国に進出している日本企業にとって、課税上の予見可能性が高まることが期

待される。

(ii)「OECD 移転価格ガイドライン」

日米両国が議論に参加している OECD 租税委員会において、移転価格課税及びその税務行政に関するコンセンサスが「OECD 移転価格ガイドライン」として 1995 年に公表されたが、新条約ではこれを両国が遵守すべき旨確認されている。OECD 移転価格ガイドラインは、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図し、具体的な移転価格算定方法等について規定しているほか、事前価格取決めを含む各国の税務当局の執行上参考にするべき詳細な事項が記されている。

移転価格課税においては、一方の国で課税処分が行われると、両国の当局間の相互協議に基づく対応的調整が他方の国において適切に行われない場合、企業グループ全体としての二重課税が解消されないこととなる。ここで、国により異なった方法で独立企業間価格が算定され、それに基づく移転価格処分が行われると、例え

ば対应的調整での解決に長期間を要する、あるいは結果的に二重課税が排除される保障もなくなるなど、納税者にとっての課税上のリスクが高まる。かかる問題意識から、新条約では、OECD 移転価格ガイドラインに従って企業の移転価格の調査を行い、事前価格取決め申請を審査することが確認されている。なお、これに関連して、16年度税制改正において、独立企業間価格の算定方式として、OECD ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を国内法上追加することを予定している。

(3)国内法の実質的な改正等に伴う問題解決のための協議

米国では、後法優先主義を採用しており、条約締結後にこれに抵触するような国内法が成立した場合には、当該国内法が条約に優先する結果、当初合意した条約上の特典の均衡（バランス）が崩れる可能性がある。

かかる観点から新条約では、米国が条約に関連する法令に実質的な改正を行う場合、あるいは行うこととなる場合には、条約締結の本来の趣旨が損なわれることがないようにするため、わが国に対して、特典の均衡を回復するため、必要な場合には条約改正のための協議を要請する権限を与えるとともに、要請を受けた米国は、3か月以内に協議を行わなければならないこととした。³

(4)金融機関等に対する支店利子税の免除

米国は、1986年の税制改革において支店課税のあり方を大きく見直し、税務上支店を現地法人なみに取り扱うことを目的として、外国法人の在米支店に対し、通常の連邦所得税のほかに、支店利子税（米国国内法上30%）を課すこととした。（図2参照）

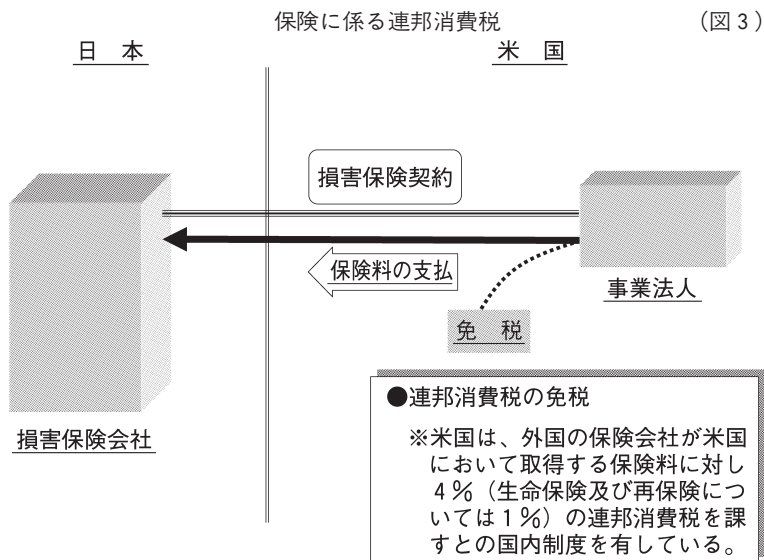
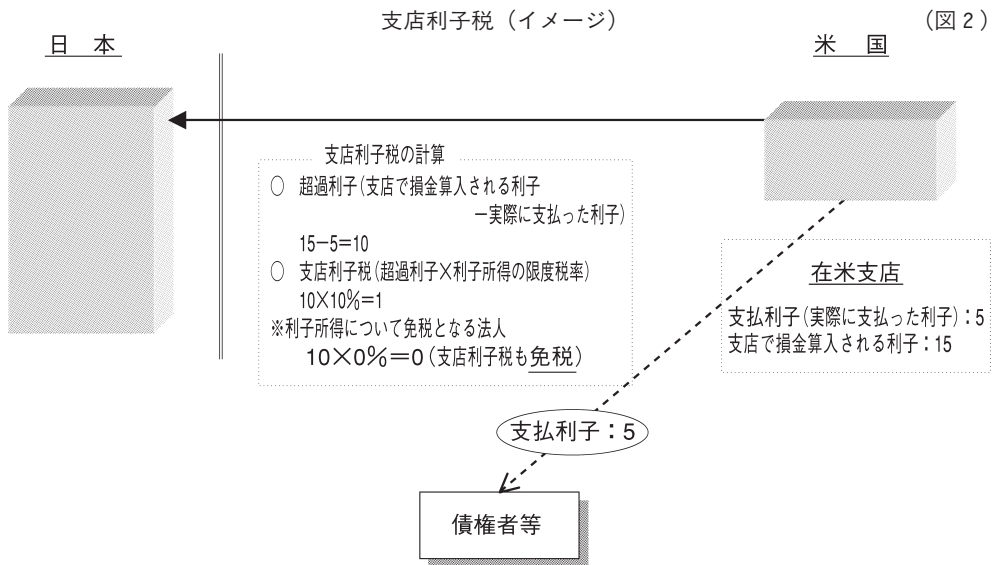
新条約では、支店利子税の税率には条約上の利子の限度税率（10%）を適用することとしているが、それに加えて利子条項において、受取利子について源泉地国において免税となる者（わが国の金融機関等）については支店利子税を課さないことを明記した⁴。支店利子税はわが国の外国税額控除の対象とはなっていないことから、支店利子税の免税措置により、日本の金融機関等にとっては税負担の直接の軽減につながることとなる。

なお、米国では、利益の分配に関して支店を現地法人なみに扱う目的で、もう1つの税である支店利益税がやはり1986年に導入されている。支店利益税は、支店の留保所得に対して、これが現地法人であれば配当したものとみなして源泉課税を行うものである。支店利益税については、現行の日米租税条約においても、無差別条項の解釈の結果課税されていないが、新条約においても、配当条項において、免税となるよう明記している。⁵

³ 条約上は日本に対しても同様の対応が求められる双務的な書き振りとなっているが、日本では憲法上条約遵守が明記されており、条約を締結した後国内法を改正して、条約上の効果を損なう可能性はありえない。

⁴ すなわち米国支店が金融機関なら本店も当然金融機関であることから、当該米国支店が本店に支払う利子は免税となる。

⁵ すなわち支店・本店間の保有割合は100%とみなせることから、50%超の親子会社間配当の免税規定により、結果的に支店利益税も免税とされることとなる。

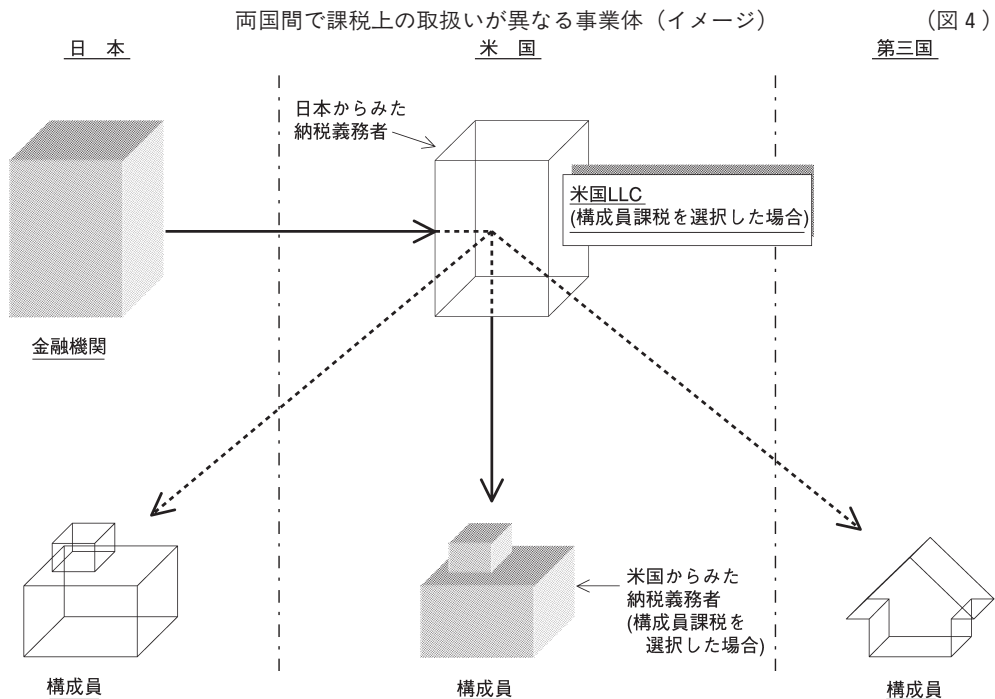


(5) 保険に係る連邦消費税の免税

米国は、外国の保険会社が同国から直接取得する保険料に対し、4%（生命保険及び再保険については1%）の連邦消費税を課している。

（図3参照）本税制の本来の政策的意図は、合衆国の保険業者と軽課税国（タックス・ヘイブン）に所在する保険業者との競争条件の均衡を確保することにあるが、米国はその適用に当たって軽課税国とその他の区分を設けていないこ

とから、わが国の保険会社にも本税が課されている。新条約においては、日本を本税の対象から排除するために、保険に係る連邦消費税を免除とすることを条約に明記した。ただし、その政策的な意図に鑑み、日本の保険会社からタックス・ヘイブン等の保険会社に再保険される分については、引き続き4%の連邦消費税が課されることとなっている。



⑥両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への条約適用の明確化

租税条約の特典を与えられるためには、条約上の居住者、すなわち締約国で納税義務を負っている者でなければならない。しかしながら、例えば、米国の居住者が米国に存在するリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC、有限責任会社）を通じてわが国から所得を稼得する場合、日本は国内法上 LLC を納税義務者と認識するが、他方米国では、この LLC が構成員課税を選択した場合には LLC の構成員が納税義務者と認識されることとなる。この場合、両国で納税義務者（居住者）の認識が異なるため、これを放置すると条約上、米国の構成員が LLC を通じ日本に投資することによって稼得した日本源泉所得に対して、新条約上の恩典が

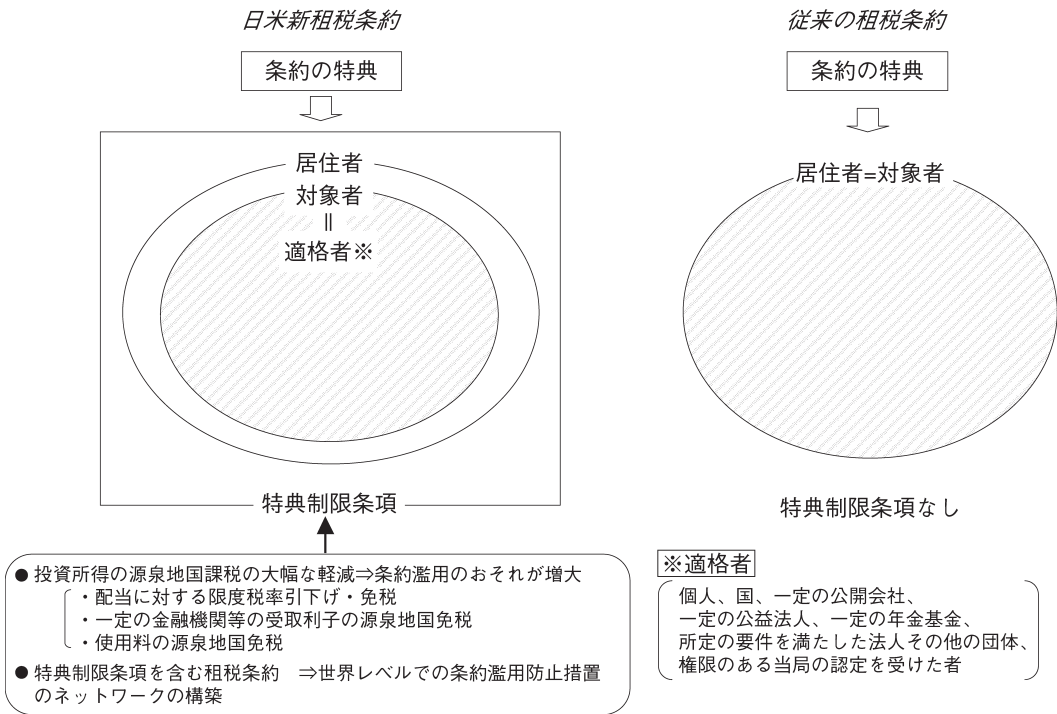
与えられず、対日投資の阻害要因となる可能性がある。

こうした問題を解決するため、新条約では、日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体（例えば、LLC、パートナーシップ等）を通じてクロスボーダーで稼得される所得に対し、居住地国での課税上の取扱いを尊重する方向で、税の減免といった条約の特典に係る適用関係を明確化した。（図4参照）



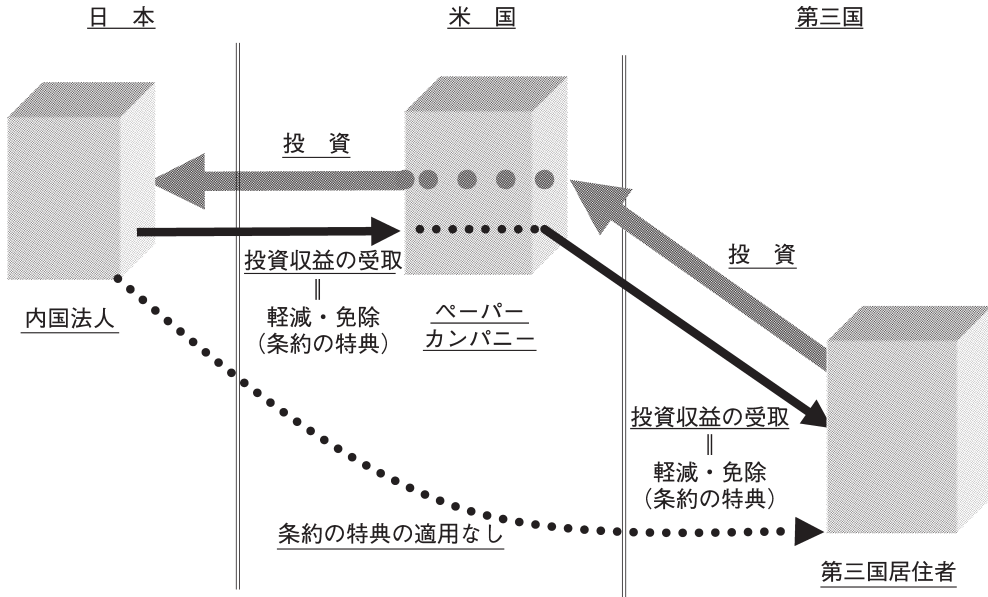
特典制限条項 (イメージ)

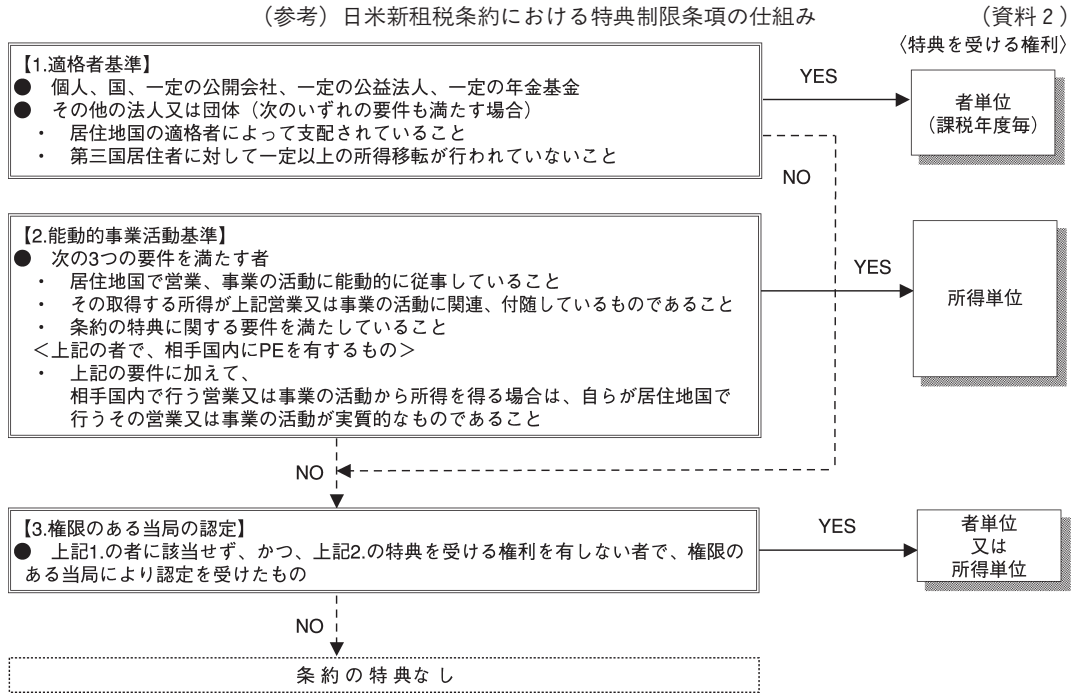
(図 5)



特典制限条項の適用 (イメージ)

(図 6)





2. 条約濫用による租税回避行為を防止するための措置

(1) 租税回避行為の防止のための特典制限条項の導入

新条約においては、上述のように投資所得に対する源泉地国課税が大幅に軽減されたことから、第3国居住者により新条約が濫用される可能性が高まる懸念が懸念される。こうした懸念に対応するため、新条約においては、租税回避行為の防止のための特典制限（LOB: limitation of Benefits）条項を導入し、所定の要件を満たした居住者に対してのみ条約の特典を付与することとした。

現行条約においては、「居住者」であれば、原則として租税条約の特典を受ける必要条件是満たされるが、新条約の特典制限条項はこの居住者の中から更に適格者をスクリーニングする

ものである。（図5参照）例えば、米国居住者の背後に第3国（特にタックス・ヘイブン）居住者が存在し、実質的に米国の居住者をコントロールしているような場合には、当該米国居住者に日米条約の恩典を与えないこととした。

（図6参照）そうした条約濫用の可能性があるか否かを判断するために、新条約では3つの基準（「適格者基準」、「能動的事業活動基準」、及び「権限のある当局の認定」）を規定しており、そのいずれかに該当すれば租税条約上の特典を得る必要条件を満たすこととした。（資料2参照）各々の基準の具体的な内容は以下の通りである。

(i)適格者基準

適格者基準においては、まず、条約相手国の居住者が「個人」、「政府」、「一定の公開会社」、「一定の公益法人」、「一定の年金基金」及び「所定の要件を満たしたその他の法人又は団体」であれば、濫用の蓋然性が低いと考え、条約上の特典が認められることとしている。

適格者基準のうち「一定の公開会社」については、単に株式が公開されているだけでなく、一定量の株が売買されていること⁶が必要とされている。また、「一定の公益法人」とは、宗教、教育、慈善、科学、技術、芸術、文化等に従事する法人をいい、「一定の年金基金」とは、受益者等の50%超が、日本か米国のいずれかの国の居住者であるものをいう。

上記基準を満足しない法人については、「その他の法人又は団体」として次の2つの要件を同時に満たす必要がある。すなわち、第1に、居住地国の適格者（個人、政府、一定の公開会社、一定の公益法人、一定の年金基金）によってその者の各種株式等が50%以上所有されていること（支配基準）であり、第2に、第三国居住者に対して「一定以上」（当該課税年度の総所得の50%以上）の所得移転が行われていないことである（base erosion 基準）。

(ii)能動的事業活動基準

ある者が適格者基準に該当しない場合であっても、能動的事業活動基準（active conduct 基準）に基づき、所得毎（所得単位）に条約の特典を享受する資格を与えることが規定されている。

この能動的事業活動基準の要件は3つあり、これらをすべて満足する必要がある。まず第1に、居住地国（例えば、米国で）において、営業、事業の活動に能動的に（active に）従事していることである。逆に能動的でない（passive な）事業とは、資金資産運用等の投資活動を自己勘定で行うことをいう。銀行、保険、証券会社など、そもそも投資活動を業としている業態を除外する規定はあるが、例えば持株会社の場合などは能動的な事業を行っていないとみなされる可能性がある。第2に、源泉地国において取得される所得（例えば、米国で能動的に活動している居住者が日本から取得する所得）が、居住地国で行われている能動的な営業又は事業の活動に関連・付随していること、そして第3に、個別の所得毎に規定されている条約上の要件を満足することである。

これに加えて、居住者が、源泉地国に PE（恒久的施設）もしくは子会社を有し、相手国内における営業又は事業の活動から所得を得る場合は、源泉地国での営業又は事業に比べて自らが居住地国で行う営業又は事業の活動が実質的なものであることとする要件が課されている。例えば米国の居住者が日本に PE を保有しており、この PE を通じて日本源泉所得を稼得する場合、米国本国での活動の規模と日本での PE の活動規模を比較し、本国での事業規模があまりに小さい場合には、条約濫用の蓋然性が高いことが推定されることとなる。

(iii)権限のある当局による認定

最後に、権限のある当局による認定が新条約

⁶ 直前の課税年度中に、公認の有価証券市場において発行済株式の総数の平均6%以上が取引されることとされている。

上規定されているが、これは適格者基準及び能動的事業活動基準の両方に該当しない居住者であっても、権限のある当局が個別に認定し、当該居住者の業務等が本条約の特典を受けることをその主な目的の一つとしていないと判断した場合に、条約の恩典を享受する資格を与えるものである。

(iv)特典制限条項の基準認定年度

特典制限条項の適用にあたり、特に源泉徴収義務者は、支払いの際にその時点で入手可能な情報に基づいて各々の基準を満たしているかどうかの判断を行う必要がある。そこで、新条約においてはいくつかの基準について、基準認定年度に関する具体的な規定を置いている。

例えば、適格者基準の中の base erosion 基準については、当該課税年度ではなく、ある所得の支払が行われる課税年度の直前3課税年度を用いて判断することとし、支配基準についても、源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者が、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）が課税年度終了の日である場合を除き、当該課税年度中の当該支払が行われる日に先立つ期間及び直前の課税年度を用いて判断できることとしている。

(2)情報交換のための調査権限の創設

日米の税務当局が、それぞれ相手国の税に関連する情報を必要とする場合、条約上の情報交換規定に基づきこれを交換することになる。新条約の情報交換規定においては、この情報交換の実効性を高めるため、自国の課税上の必要性の有無に関らず相手国のために情報収集が行え

るよう必要な措置を講ずることを相互に義務付けることとした。

わが国では、これまで個別税法（所得税法、法人税法等）に関する調査について必要があるときには質問検査権の行使が可能であったが、租税条約の相手国から情報提供要請を受けたことを根拠に国税職員が質問検査を行う権限が法律上存在しなかった。そこで、平成15年度の税制改正において新しい質問検査権を創設（平成15年4月1日施行）し、条約相手国から、条約上の情報交換規定を根拠に情報提供の要請があった場合であっても質問検査権を行使できることとしたが、これにより、新条約の情報交換規定の実効性が十分に担保されることとなったといえよう。

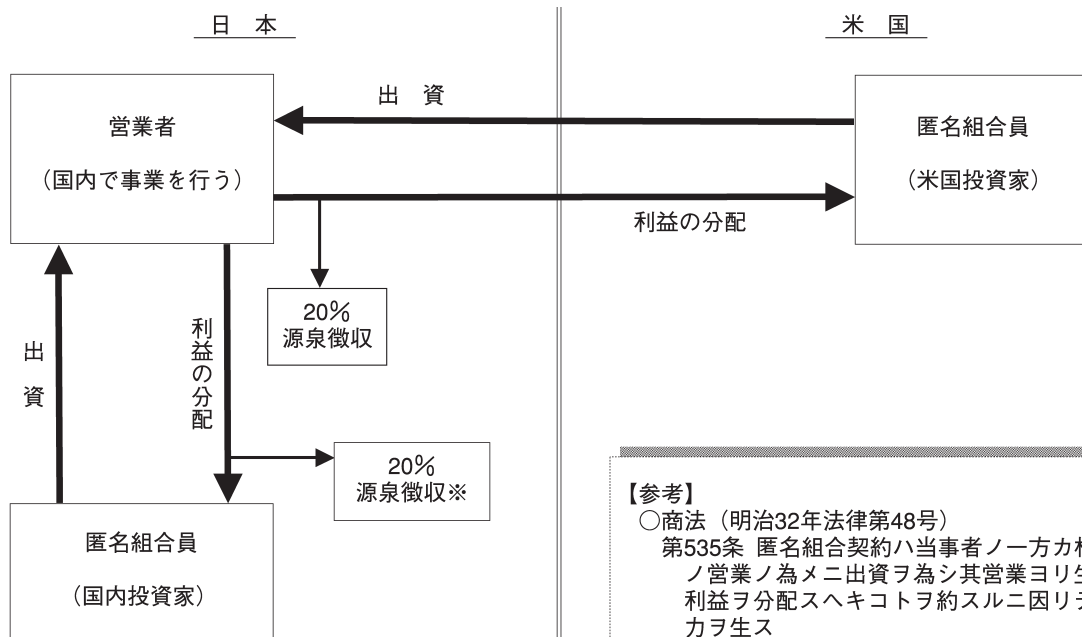
(3)匿名組合を利用した租税回避行為の防止

匿名組合契約については、オランダを経由した租税回避スキームがよく利用されている。日蘭条約上は、オランダの匿名組合員に支払われる匿名組合契約の分配金に対して、源泉地国による課税権を認めていない。他方、オランダでも、同国に特有の二重課税排除方式によりわが国から支払われる匿名組合の分配金に対しては課税されないため、結果的に所謂「課税の真空地帯」が生じている。

新条約においては、匿名組合契約を利用したこうした租税回避が日米間で生じないよう、わが国における匿名組合契約に基づき米国から取得する所得及びわが国の匿名組合から米国の匿名組合員に支払われる利益の分配については、日米両国において国内法令に従って課税を行うこととした。（図7参照）

匿名組合契約に係る課税関係

(図7)



※10名以上の匿名組合員と締結している匿名組合に係る利益の分配については20%の税率により源泉徴収される。

【参考】

○商法（明治32年法律第48号）
第535条 匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノ為メニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効カラズ

今後の国際租税政策の方向性

現在、様々な政策の場面で、従来の全世界主義（グローバリズム）に加え、それを補完する意味で地域主義（リージョナリズム）、二国間主義（バイラテラリズム）の動きが模索されている。

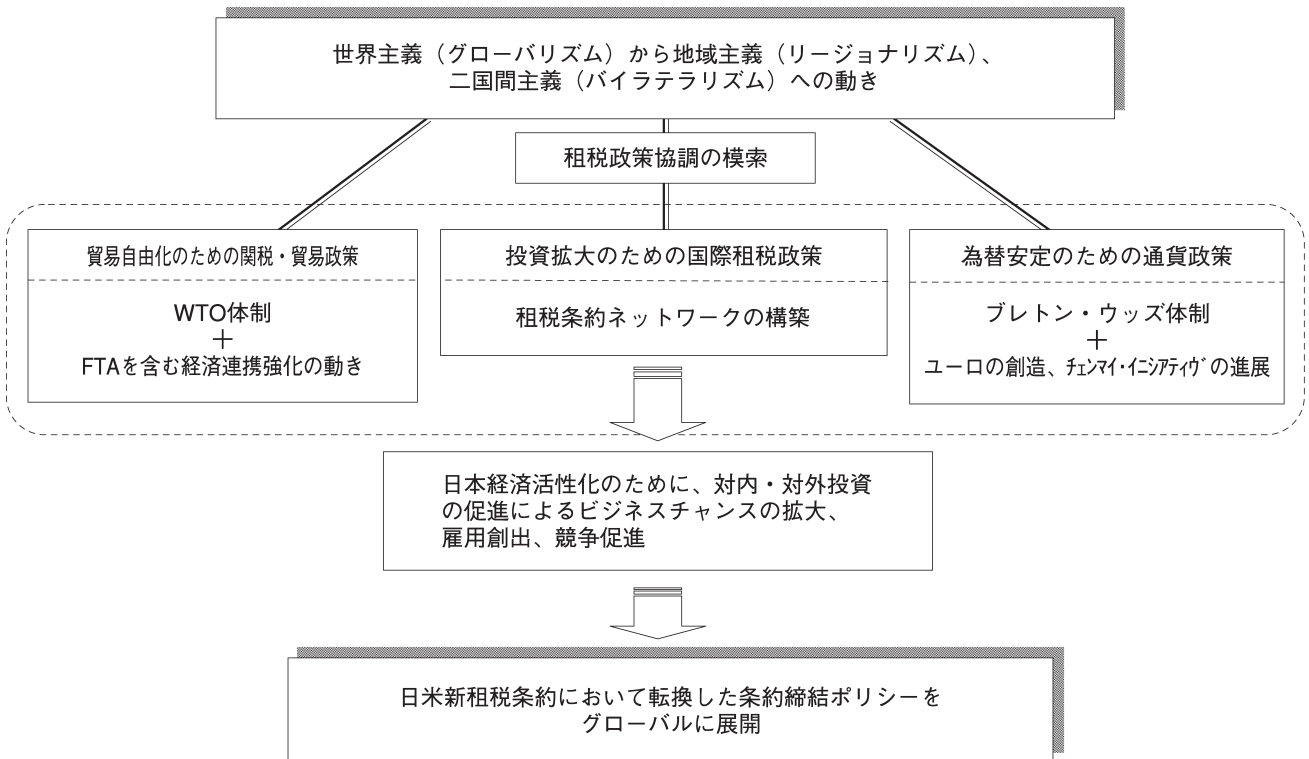
貿易政策においては、WTO（GATT/WTO）体制による貿易自由化政策のみならず、北米におけるNAFTA、南米におけるMERCOSUR、ヨーロッパにおけるEU、そしてアジア地域におけるAFTA等の地域貿易協定に加え、わが国においても多角的貿易体制を補完するために、シンガポールとの経済連携協定を始めとして2国間自由貿易協定の道が模索されている。

国際通貨政策においては、ヨーロッパにおける地域通貨ユーロの誕生という画期的な出来事に加え、東アジア地域においても、1997年のアジア通貨危機の経験に鑑み、IMF体制を補完する地域的な取組みとして、アジアの豊富な外貨準備を利用した通貨スワップ協定網（チェンマイ・イニシアティブ）や、アジア債権市場育成イニシアティブが、ASEAN+3（日本、中国、韓国）の枠組みを利用して着実に進展している。（図8参照）

このように、貿易政策や国際通貨政策の場面において、地域主義（リージョナリズム）、そして2国間主義（バイラテラリズム）を指向する動きが強まってきたのに対して、国際租税政策の場面においては、そもそも各国の租税主権、

租税条約の今後のあり方について

(図8)



租税高権を前提とした租税の世界においてグローバリズムはなじみにくく、その国際協調のあり方は原則として2国間主義であり、その具体的なツールが租税条約であったといえる。従って、国際租税の世界においては、これまで各国が長年の間築き上げてきた租税条約を活用し、そのネットワークを同一のポリシーの下に拡大することが、政策協調に向けての最も現実的な選択肢であり、それがまた2国間主義への指向という世界的な潮流とも符合することになるのではないだろうか。わが国としても、今回の日米新租税条約を契機に上述のように大きく転換された条約ポリシーに基づき、アジアや他のヨーロッパ諸国等とも精力的な条約交渉を行うことにより、租税面での政策協調努力を継続

していくべきであろう。更には、国際租税政策を貿易、国際通貨政策とも有機的に結合させることにより、わが国として十分に先を見据えた一体的な国家戦略を真剣に模索すべき時が来ていると思えてならない。

(文中、意見に係る部分はすべて筆者の私見に基づくものである。)